

第6回

建設小委員会会議録

平成16年2月16日（月）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第6回 建設小委員会

○日 時 平成16年2月16日(月) 午前9時30分

○会 場 木曾川町役場3階 大委員会室

○出席委員(8名)

委員長	川合 正高	木曾川町議会議員	副委員長	時田 晴彦	尾西市議会議員
委員	梶田 信三	一宮市議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
〃	大島千恵子	一宮市学識経験者	〃	宮田 肇	尾西市学識経験者
〃	中島 路可	尾西市学識経験者	〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者

○欠席委員(1名)

委員 杉本 尚美 木曾川町学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 提案事項

協議建設第7号 上・下水道事業(その3)について

3. その他

・建設小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

皆様おはようございます。ただいまから「第 6 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会建設小委員会」を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、3 号委員の杉本委員さんから欠席のご連絡をいただいているところでございます。

従いまして、本日の出席状況は、委員総数 9 名のうちご出席が 8 名となっております、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定によりまして、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは川合委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○川合 正高委員長

皆さん、改めましておはようございます。本日も、こうして新しく提案事項が 1 件出てまいりましたが、大切な議案でございますだけに慎重にご議論賜りますことをお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

それでは本日の議題に入ります前に、先回の協議の中で宿題となっております事項があったかと思しますので、事務局より回答と説明をお願いいたします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

先回、時田副委員長さんの方から業者の格付けと申しますか、等級等どうなっているのかといったご質問ございましたので、今からご説明させていただきたいと思っております。

お手元の方に資料をつけさせていただきましたが、一宮市指名競争入札資格審査事務取扱規程、木曾川町指名競争入札資格審査事務取扱規程、1 ページから 4 ページまでつけさせていただきました。尾西市におきましては、内規としてこういった等級付けはされてみえるようでございますが、公表はされていないといったことで、一宮市と木曾川町のみの根拠規程を提出させていただきました。

一宮市のまず 1 ページの欄を見ていただきますと、2 つ目の建設工事業者等の審査のところ、2 行目でございます。国土交通大臣又は都道府県知事の行う経営事項審査の結果の通知に従って行うものといったことございます。木曾川町の方も若干表現は変わっておりますが、基準としては一緒でございます。

一宮市の方を見ていただきますと、1 ページでございますが、別表第 1 となっておりますが、建築一式工事から 2 ページの別表第 9 防水工事まで、9 つの工事別のランクが提示してございます。木曾川町の方においては、3 ページの建築一式工事から 5 の水道施設工事まで、5 つの工事別のランクづけがしてございます。

最終的には合併した場合にどうするのかといったことございますが、担当の方で打ち合わせた結果、一宮市の基準に合わせるといったことで調整がされているところでございます。

それからもう一点でございます。梶田委員さんの方から、一宮市においては小破修繕等を行う現場事務所が、この新市においては一体どうするのかといったご質問がございました。一宮市の八幡といった地名のところに、そういった現場事務所がありまして、今申しましたように道路の修繕とか、ちょっとした大工工事とかいったものを担っている組織がございます。これは新市においても、これも続けさせていただいて、尾西市、木曾川町のこういった修繕にも対応してまいりたいと、かように考えております。

私からは、以上でございます。

○川合 正高委員長

ただいま事務局より詳細な説明がございました。

これに對しまして、ご質問ございませんか。

○時田 晴彦副委員長

ランクづけはよくわかりました。それぞれいろいろな立場があるのでしょうけれども、一番危惧するのは土木関係だと思っております。土木関係が大なり、小なりあります。Aランクのかなりのところ、側溝修繕のちょっとしたものになると、自分の軒先をCランクの人が行うとすると、何か違和感があるのではないだろうかという気持ちで質問をこの前させていただいたのですけれども、新市に向かってどのように対応されるのか。工事金額を多くするとなるとメーター数を増やすしかございませんからね。ただ、そういう軒先の場合、本当に自分のところを違う業者が工事するという、何かおかしいようなことが起こります。建築に関しては、これは大手のところ、大きいものをつくるのにCランクの人がつくるとするのは、技術力の問題で無理な話です。こと、土木側溝に関してだけは、そういう点配慮を願った方がいいのではないかと。

すべてランクづけで行うのではなくて、地域の業者ばかりであれば、これは自分のところのすべての地区あるいは自分の軒先くらいは、自分の業者が行うまちは明暗もはっきりし、住民の皆さんの理解も得やすいと思うのですね。そういった点もご配慮いただければと思ってお話をさせていただいたのですが、後のことに関してはこういうランクづけがあることがわかっただけでも良いと思います。

○梶田 信三委員

先回も質問いたしました直営のあり方について、新市においても、これは適用してやっていくということでございますけれども、将来的にやはり民間の委託というものを視野に入れる必要があるのではないかと思います。将来としてのお考えというか、方向はどのようにお考えになっているのか、それだけお聞かせいただければありがたいと思います。

○川合 正高委員長

事務局、お願いします。

○山口 善司幹事長

八幡の現場事務所の将来のあり方でございますが、まだ現状どうするかということまでは未検討でございます。これはやはり時代の流れによりまして、検討すべき時期が来るかもわかりません。ただ、冒頭申しましたように、特に早急にやらなければならない、ある

いは現在、建築関係でいきますと、少しの修繕というのですかね。例えば柵が壊れたから直したり、雨戸とか、そういうところが材料をもって行って直す。こういうものにすれば、例えば民間に委託するとすれば、時間的にもかかりますし、経費的にもかなり高くなるのではないか。そのあたり、これは将来的には検討すべき時期が来るかと思いますが、今後続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○川合 正高委員長

ほかにご意見もないようですので、次の議題に移りたいと思います。

それでは本日の議題、協議事項第7号「協定項目23-23 上・下水道事業（その3）」について、事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

お手元の次第、1ページをお願い申し上げます。

協議建設第7号 上・下水道事業について（協定項目第23-23号）でございます。

調整方針でございます。水洗便所改造等資金に係る助成については、新市において対象者に銀行等の融資の斡旋を行い、金利相当分の利子を補給するとさせていただいております。

お手元の協議附属資料の方をお願い申し上げます。上・下水道事業（その3）でございます。

この資料につきましては、いわゆるこの下水道が引かれた区域で、まだくみ取り便所であったり、浄化槽であったりしたところを下水道になるために努力を図っていく。その工事のためのバックアップをする施策でございます。2市1町、若干制度の違いがございます。尾西市と木曾川町においては、今後こういったことでやっていかれるということでございます。

まず一宮市の欄を見ていただきますと、タイトルといたしまして水洗便所改造資金貸付となっております。貸付対象工事といたしましては2つございます。くみ取り便所を公共下水道に接続して水洗便所に改造する工事。2つ目といたしまして、し尿浄化槽を廃止して下水道に接続する工事と2つございます。この2つの工事に違いがございます。貸付限度額も1の方が1カ所45万円、2の方が25万円と金額に違いがございます。貸付限度数というものもございまして、1家屋2カ所ができるといったことでございます。貸付の条件といたしましては、一宮市の場合は、銀行等を介さずに行政の方がお貸しをして、無利子で元金だけお返しいただくといったことでございます。償還方法としては60月（30回）となっておりますので、2カ月に1回お返しをいただくといったことでございます。14年度の実績といたしまして、くみ取り便所の改造が17カ所、し尿浄化槽の改造が93カ所といった実績がございます。

それに比べまして尾西市の方でございます。対象工事といたしまして、くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器及び附属器具の設置工事並びにこれと同時に施工するその他の排水設備工事。2つ目といたしまして、浄化槽の廃止工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事と書かせていただいておりますが、一宮市と一緒にすることであるとい

うふうにご理解いただければ結構だと思います。ただ、融資の斡旋の額が一宮市と制度が違っておりまして、工事別に金額が定められているわけではなく、100万円までが全額、100万円から200万円の場合は180万円が限度といった限度額が設定をされております。融資の斡旋の条件となっておりますけれども、尾西市の場合は行政の方が直接貸しつけるわけではなく、ある一定の銀行から借りていただいて、その分の利息を補助しようといったこととございます。償還方法といたしましては、据え置き期間6カ月を含んで60月といったこととなっております。利子については年度末に補給すると書かせていただいております。

木曽川町の方は、この2つの市に対し、少し変わっておりまして、木曽川町のこのタイトルが公共下水道積立奨励補助金といったこととございまして、これは平成12年4月1日からできた制度とございます。補助金の欄を見ていただきますと、金融機関において新しく口座を開設して、3年以上、1回最小1,000円以上となっておりますが、3年以上その排水工事の工費のために使う費用として積み立てた場合、最高額80万円に対して、その2%を補助するといったものでございます。ですから、最高額が80万円ということとございますので、補助金は2%の上限が1万6,000円となっております。

こういった制度とございますが、最終的に調整といたしまして、1番右を見ていただきますと、言ってみれば一宮市と尾西市の両方を混ぜ合わせたような制度といったこととございます。

対象工事といたしましては、尾西市の表現を使わせていただいておりますが、原則一宮市と先ほど申しましたように変わりはありません。ただ、融資の斡旋の額とございます。これは一宮市の制度を適用させていただくという格好とございますが、(1)のくみ取り便所を水洗便所に改造して云々といった場合は1カ所60万円までを限度とさせていただいて、浄化槽の廃止に伴う工事については、1カ所40万円といったことで限度額を設けさせていただいております。これは後ほど説明させていただきますが、他都市の例を基準とさせていただいたこと、あるいは14年度の一宮市の実績が、上段のくみ取り便所を水洗便所に改造した場合は、やはり60万円、平均でございまして、収まっていると。2つ目の浄化槽の廃止に伴う工費は40万円に収まっているといったことをもちまして、60万円、40万円という上限額を設定させていただいたものでございます。

3といたしまして1家屋当たり貸付限度数を書かせていただいておりますが、1家屋当たり2カ所までオーケーということとございます。これはどういうことかと言え、仮にくみ取り便所が1つの家屋に2つあった場合、60万円掛ける2の120万円まで貸付させていただくといったこととお考えいただければと思います。

融資の斡旋条件といたしましては、これは尾西市の制度を適用させていただきまして、支給銀行といえますか、これは行政の方がこういった利率でお願いしたいと承諾していただいた銀行になってくると思いますが、そういった銀行から借りていただいて、償還方法としては60月、5年間で負担金をお返しいただく。そのかわる利息については、行政の方で負担させていただくという制度とございます。このような調整方針とさせていただきました。

2 ページでございますが、水洗便所改造等資金に係る助成比較例の一覧表にしたためさせていただきます。上段がいわゆる先ほど説明しました（1）くみ取り便所を改造する場合、下の方がし尿浄化槽を撤去して下水道に接続する場合の例示を上げさせていただきました。利率といたしましては、現在政府系金融機関貸付利率の1.7%といったことで試算したものでございます。

尾西市と新市（案）が同じ額60万円を借り入れた場合にも、利子の補給額など違うところ、尾西市が2万8,764円、新市は2万6,288円となっております。この差は尾西市の方が、先ほどご説明しましたように、据え置き期間を6カ月設けております。据え置き期間を設けたことによる利息の差とお考えいただきたいと思います。

はねていただきまして、3 ページ、4 ページをご覧くださいませでしょうか。

排水設備工事費試算状況図と書かせていただいております。これは一例でございますので、必ずしもこのような家屋ばかりではありません。もう少し複雑なところもあるかもしれませんが、大体イメージを掴んでいただくために図示させていただいたものであります。こんなふうな家の配置図となっていて、これを下水道に接続する場合、どれだけの工事があって、どれだけの費用がかかるのかといったことでございます。右の4 ページの方に排水設備工事費試算表となっております。管がこれぐらい要ります。それからあと汚水ますや接続ます、あるいは便槽、水洗便器などお金かかりますよといった試算でございます。

くみ取りから水洗にして、下水道に接続する場合は、この例でいきますと60万6,000円ぐらいかかるのではないかと。浄化槽を撤去した場合、これは浄化槽を埋め殺しにした場合と撤去する場合と若干費用が変わってまいりますけれども、大体47万円ぐらいかかってくるといったところでございます。ただ、一宮市の14年度の実績は先ほど言いました60万円以内、40万円以内で収まっているということでございますので、この試算でいくと若干限度額より多くなっているといったような試算になってきているわけでございます。

はねていただきまして、最終のページでございますが、水洗便所の助成状況といったことで豊橋市から日進市まで一覧表にさせていただきました。一部、例えば瀬戸市だと70万円の40万円といったところで、今回の調整案より若干高い額が設定をされておりますが、概ね私どもが今提案させていただきました60万円、40万円と言うのはいいところかなと事務局の方では考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○川合 正高委員長

ただいま事務局より上・下水道事業（その3）についての説明がございました。

ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○宮田 肇委員

尾西市では下水道区域の計画に入っていないところがあると思いますが、そちらの方は、現在、民間の場合、合併浄化槽を設置した場合には補助制度がございます。実はうち方の公民館も新しく設置したのですけれども、合併浄化槽を作ったので補助金をもらえないかと思ったのですけれども、民間でない、公民館ではだめだということになっていただい

たわけですけれども、これから作られる家は、下水道が整備されるまでは待ってられないから合併浄化槽を作るということで、かなりそういう質問は聞きます。今後そういう制度については考えていただけるかどうかお尋ねします。

○川合 正高委員長

事務局、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

合併浄化槽に対する補助金というのは、現在2市1町やっております。これも経済環境小委員会の方で、この合併処理浄化槽の補助金というのも一応調整方針として決定をいたしております。いわゆる合併浄化槽の規模によって補助金が違っているわけでございますけれども、一部申し上げます。

例えば5人槽の場合、補助金といたしまして23万6,000円。それから6人槽から7人槽の場合が27万4,000円。8人槽から10人槽が34万6,000円といった金額で、この経済環境小委員会の方で補助金額は決定されております。それから、あと地域で公民館あるいは集会施設等をつくられたときには、尾西市と木曾川町にはこの制度はございませんが、一宮市の方に建設に係る補助金というのがございます。これは一宮市の制度で合併後全市に広げるということで、これも調整はされておりますけれども、その地域、町内会の人口割によって最高1,000万円だと思いますが、そういった補助制度もございますので、個人じゃなくて地域のこういった施設に使われたときにも補助制度が新たな市においては利用できることになってまいります。そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

○山内 勝美副幹事長

今宮田委員からお尋ねのありました地区の公民館に対しての合併浄化槽の補助であります。今事務局から話がありましたように合併浄化槽の設置補助費は尾西市にも当然ございまして、今読み上げていただきました額は、今回尾西市の制度が2市1町に採用されるということですが、宮田委員がおっしゃいました公民館の浄化槽につきましては、尾西市にも公民館の補助がございまして、全体の補助の中に入っております。要するに補助の二重取りができないような格好になっていて採用されなかったということです。民間の方につきましては合併処理浄化槽の補助要綱があり活用いただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○川合 正高委員長

それでは、ほかにご質問はございませんでしょうか。

○梶田 信三委員

1つ教えてください。

排水設備工事の試算の状況についていろいろご説明でございまして、概算、試算でございますが、個別の浄化槽の場合は埋め込み方式とかありますが、共同の浄化槽、集中浄化槽、例えば何件かの住宅が集まっての50人槽とかありますよね。そういう場合も今の撤去の費用。そういう場合はどの人がどうなるのかよくわかりませんが、そうなった場合、その中のお一人の方が嫌だよと言ったら、これはなかなか難しいでしょうけれども、そう

いう場合の計算というか、請求とといいますか、どのような形になるのかなということをおもっているのですが、いかがですか。

○川合 正高委員長

事務局、お願いします。

○久田 廣己下水道分科会長

合併浄化槽につきましては、融資斡旋の考え方でございますけれども、これについては、共同住宅の数だけを斡旋させていただくというような形で、もし10軒の建物が一つの合併浄化槽を使っているということになりますと、今回の制度でいきますと、40万円掛ける10軒、400万円が対象ということで考えております。

○梶田 信三委員

ありがとうございました。

そうしますと、例えばその合併浄化槽を埋め殺しするという、この撤去費用とありますけれども、撤去費用が例えば10軒ですと10倍になるということですから、実際の金よりは高く融資を受けることになるのですか。

○川合 正高委員長

事務局、お願いします。

○久田 廣己下水道分科会長

その辺につきましては、合併浄化槽でいきますと20人槽、30人槽といろいろあるわけでございますけれども、対象になるのは、先ほど言いましたように400万円ということでございます。工事にかかった費用ということになりますので、それは400万円かからないと思っておりますので、かかった費用をお貸しするという形になろうかと思っております。

○川合 正高委員長

時田委員。

○時田 晴彦副委員長

経済環境小委員会で審議されたか、論議されたかわからないのですが、浄化槽に関して、これを見ると撤去と埋め殺ししかないのだけれども、尾西市の場合は水槽タンクを散水タンクにすると補助金が出るという制度がありますが、それはどこで審議されたのでしょうか。ここで見るとこの2つしかないのです、これは尾西市だけなのか、一宮市、木曽川町はどうなのか知りたいのですが、どのような状況でしょうか。

○川合 正高委員長

事務局、お願いします。

○石田 卓建設分科会長

一宮市の石田でございます。一宮市におきましても浄化槽を転用して雨水貯留層に改造いたしますと費用の3分の2が補助ということで支払われます。その限度額が15万円でございます。大きい浄化槽になりますと、一人増える毎に1,000円ずつで最大30万円になっておりますけれども、転用していただくと、そういう補助制度があります。

○川合 正高委員長

木曾川町。

○永井 貴光副幹事長

木曾川町におきましては、平成16年度から供用開始をするわけでございますが、まだ既設の浄化槽の取り扱いについては現在のところございません。

○石田 卓建設分科会長

すみません。先ほど3分の2と申しましたけれども、4分の3でございました。申し訳ございません。

○川合 正高委員長

時田委員。

○時田 晴彦副委員長

そういう補助金対象は、これで見るとなくなってしまうのかと思うのですが、これは建設小委員会で論議することか、経済環境小委員会で論議することか、わからないものですか。それは続けるのか、続けないのか。その答えはどうなりますでしょうか。

○川合 正高委員長

事務局、お願いします。

○伊神 正文事務局課長

これは新市においても当然のことながら環境問題に適切に対応するため、こういった雨水貯留槽に転用するといった制度は続けてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○川合 正高委員長

ほかにごございませんでしょうか。

五藤委員。

○五藤 久佳委員

助成の適用範囲なのですけれども、一宮市の合併浄化槽補助は公共下水道に接続するというのが前提になっていますけれども、尾西市のところには公共下水道にというようなことが書いてないのですが、基本的に下水道が通るところに対しての助成ということで考えてよろしいのでしょうか。

○川合 正高委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりでございまして、下水道の区域のトイレを下水管に布設していただくための奨励補助金というような格好でございまして、尾西市においてもそのような考え方で、下水道区域の設置の補助金ということでご理解をいただきたいと思ひます。

○川合 正高委員長

五藤委員。

○五藤 久佳委員

確認なのですけれども、現行の尾西市の融資斡旋対象工事というのは、下水道対象工事

予定のところに適用されるということですか。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりでございます。

○川合 正高委員長

ほかにございませんですか。

ほかにございませぬようですので、私の方から一つお願いいたします。

実は木曾川町は、この問題を前にも申し上げましたが、少しでも多くの人に入っていたくということで積み立てに対する補助金制度を行ってまいりました。これは実は全町の皆さんにお願いしたという経緯がございます。

従いまして、調整方針案については、これは何の異存もございませんが、しかし、一応そのためにどこの地域においては大体何年ごろからやりますよというような説明をして、補助金をこういうふうには2%やりますということで説明をして、そして進んでまいりました。この問題について、如何にさせていただけるか。あるいは助成、あるいは救済をさせていただけるか。この点について一つご説明をお願いしたいと思います。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今委員長さんがおっしゃいましたように、確かにこの調整方針でいけば、木曾川町の積み立てをしている方については16年度のみ適用になってしまいます。17年度以降はこの調整方針でいくことになれば、これまで積み立てられた方々はこの2%の補助を受けられないといったことになってしまいます。今委員長から全町でこういったことを周知して、下水道の普及策として一所懸命やってきたと。何とか救えないかといったご趣旨だろうと思います。

私どもといたしましても、一宮市と尾西市は似ているわけですが、木曾川町がかなり異なった制度でございますので、今まで木曾川町が進められた施策を合併を機に廃してしまうというのは、やはり木曾川町の住民の方にとって、せっかく今まで積み立てしたのにといい思いにかられるといったことも考えられますので、今委員長さんのご発言のように調整方針は是としていただいたというご発言がございましたので、調整方針は調整方針とさせていただきます、木曾川町の当該事業、積み立てをしてみえる方に対して、何らかの救済措置、これを次回までに再度事務方で詰めさせていただきます、今度3月のこの当該小委員会の開催の折に、この木曾川町の対応策といったものを、またご提案申し上げる格好で、しばらくお時間を頂戴できればと考えております。

○川合 正高委員長

わかりました。よろしくお願いいたします。

私の方は以上でございますが、ほかにございませぬでしょうか。

○大島 千恵子委員

委員長さんにお伺いしたいのですけれども、木曾川町は積み立てをなさっているということですが、そこをもう一回どんなようにやってこられたかということをお聞

きしたいのですけれども。

○川合 正高委員長

木曾川町は大体80万円ぐらいかかるのではないかという想定をもとに、これを何年間にしていただいてもいいのですが、ここに書いてあるように1,000円以上の積み立てをして5年ないしあるいは7年でも、8年でもいいのですが、大体この地域は何年度ぐらいから供用開始になりますよ、この地域には何年度ぐらいから供用開始になりますよということをつくり上げて、そしてその中で皆さんに積み立てをやっていってくださいということを宣伝したわけです。だから、できるだけ供用開始のときには多くの人に加入していただきたいという、そういう願いをもとに進めていたわけなのです。それが基本的なことを申しまして、まだこの金融機関にどのくらいやってみえるかはちょっとわかりませんが、それは5,000円程度でどこか積立方式をやってみえると思うのです。現実それがやってみえる方の方から、供用開始にはこれどうなるのですかというような問い合わせもあることも事実であります。

○大島 千恵子委員

ということは、一律ではなくて希望者が有志でやるということですか。

○川合 正高委員長

木曾川町助役。

○永井 貴光副幹事長

基本的には先ほど委員長が申し上げましたとおりでございますが、金融機関において各自が新規に口座を開設して、継続して3年以上積み立てしたのものについて補助をする。限度額は80万円でございますが、例えば接続時の改修工事費が50万円でしたら、50万円の2%を補助するというところでございますので、80万円というのは、委員長が申し上げましたのは、あくまで限度額でございます。

そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご意見がないようですので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをまとめていただきたいと思います。

続いて、次第3その他に入ります。

事務局より、説明願います。

○森 輝義事務局長

それでは2ページ、資料2をご覧くださいと思います。次回「第7回 建設小委員会」は3月31日水曜日午後2時から、この会場を予定いたしております。また、改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他については、以上でございます。

○川合 正高委員長

それでは、本日予定しておりました議題は以上です。

熱心なご討議ありがとうございました。

午前10時10分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年2月27日

会議録署名委員 川 合 正 高 (自署)